

財関第437号
平成30年3月30日

各税関長殿
沖縄地区税関長殿

関税局長 飯塚 厚

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税
に関する取扱いについての一部改正について

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成29年12月27日財関第1711号）の一部を下記のとおり改正し、平成30年3月31日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成29年12月27日財関第1711号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
2. 別紙様式を別紙2のように改め、別紙様式の次に別紙3のように加える。